

マスターソフトウェア契約 (MSA)

この MSA を受諾することをクリックすることにより、または本製品をインストール、アクセス、および/もしくは使用することにより、お客様は、参照により組み込まれる文書を含むこのMSAを受諾したものとみなされます。同意しない場合は、製品を使用することができません。本MSAを参照できるように印刷および/または保管してください。非デジタル形式で本MSAを閲覧している場合は、ハイパーリンクのウェブアドレスをウェブブラウザに入力することでアクセスすることができます。購入前または配達前に本MSAが提供されず、その条件に同意しない場合に、購入または配達 (いずれか早い方)の日付から 14 日以内に未使用の製品を返品するか削除する場合は、比率に応じた返金を受け

定義および範囲

契約 とは、請書、製品条件、本MSA、および参照によって援用される文書を指します(この順序で優

提携者 先されるものとします)
とは、当事者を支配する、支配される、または共通の支配下にある事業体を意

承認された使用量 味する
とは、請書または製品条件に記載されたように、製品のインストール、アクセ

請書 とは、ライセンスまたはその提携者により発行される以下のいずれかの文書を指します: (a)
またはその他の合計ユニット数を指します
注文請書 (オンライン注文の場合を除く)、(b) 注文確認、(c) 配達確認書、または

お客様 (d) 請求書
とは、製品を使用する当事者または製品の利点を享受する当事者を指します
ホスト製品 とは、ライセンスがお客様にホストサービスとして提供するソフトウェアを

知的所有権 (IPR) 指します
とは、特許権、発明の権利、著作権および関連権利、著作者人格権、商標、商号およびドメイン名、表装の権利、営業権および詐称通用を訴える権利、意匠権、コンピュータソフトウェアの権利、データベース権、機密情報(ノウハウおよび企業情報を含む)の使用権および秘匿権、ならびにその他のあらゆる知的所有権を指します。いずれのケースにおいても、登録されているかどうかに関係なく、このような権利の更新または延長を申請したり、受諾したり、優先権を主張したりするすべての申請および権利、ならびに世界各地で現存するか、将来発生する同様もしくは同等のすべての権利、あるいはあらゆる形態の補償を

ライセンス とは、Renishaw plc (英国登録番号: 01106260、登録事務所所在地: New Mills, Wotton Under Edge, Gloucestershire, GL12 8JR, UK)を指します

マシン とは、仮想配備、一時的配備、およびフェイルオーバー配備を含めて、製品が

製品 とは、ソフトウェアおよびホスト製品を総称するものです
インストールされるか、製品の利点を享受する各マシンを指します

製品条件 とは、製品と共に提供されるか、www.renishaw.com/legal/softwaretermsで公開された製品固有の条件を指します

ソフトウェア とは、ライセンスがお客様に提供するコンピュータプログラムおよびアップ

ドキュメンテーション デートまたは変更を指します
とは製品と共に提供されるか、

<https://www.renishaw.com/technicalsupportlibrary> (随時更新)に公開されたライセン

期間 とは、製品条件または請書に指定された、お客様による製品のインストール、

サードパーティ製ソフトウェア 使用、および/または利点の享受が認められた期間を意味します
とは、製品と共に提供されるか、製品に含まれるか、製品から呼び

ユーザー 出されるサードパーティ製ソフトウェアを指します
とは、製品にアクセスしたり、製品を使用したり、製品の利点を享受する個

保証期間 人を指します
とは、製品の当初の配達時点から 90 日間とします (請書または製品条件により別途指定されている場合はこの限りではありません)

1.1 見出しは、本契約の解釈に影響を与えないものとします。「含む」とは、「制限なく含む」ことを指します。

1.2 お客様を代表して本契約を受け入れる場合は（従業員またはサービスプロバイダーとして受け入れる場合を含む）、お客様に本契約を拘束するのに必要な権限を持つことを保証するものとします。

2.1 世界のあらゆる場所における製品およびドキュメンテーション（「ライセンサーの材料」と総称）のすべての権利、所有権、および利権は、ライセンサー（およびそのライセンサー）に帰属します。

2.2 お客様は、製品の料金を請書に定められた金額および支払条件に従って、ライセンサーまたはライセンサーの提携者に支払わなければなりません。お客様が認定再販業者から製品を入手する場合、料金および支払条件に関するすべての条項は、当該再販業者とお客様との間で排他的に合意されるものとします。お客様が本契約を遵守し、期日までに該当料金を支払うことを条件に、ライセンサーはお客様に非独占かつ譲渡不能の以下のライセンスを供与します。(a) ソフトウェアの使用ライセンス(マシンが読み取り可能なオブジェクトコード形式でのみ)、(b) ドキュメンテーションを使用するライセンス、または (c) ホスト製品にアクセスして使用する権利(関連する製品の期間にわたり、お客様の社内の事業目的のためにのみ)お客様は、本契約に明示的権利を除いて、ライセンサーの材料についていかなる権利も有さないものとします。ソフトウェアはライセンス供与されるもので

2.3 お客様は、不測の事態に備えてソフトウェアのバックアップコピーを一部作成することができません。

2.4 お客様の提携者および第三者請負業者は、以下を条件にライセンサーの材料を使用することができます。(a) お客様またはその提携者の内部の事業目的のためにのみ使用すること、(b) お客様が提携者の 50% 以上の決議権または株式の受益所有権を持っていること、(c) 承認された使用量を超えないこと、(d) 提携者および第三者請負業者が本契約を遵守すること、および (e) お客様が提携者

3. 第三者請負業者の作為と不作為に対して責任および賠償責任を持つこと。

3.1 お客様は承認された使用量を超えて製品をインストール、使用したり、および/または製品の利点を享受することはできません。

3.2 本契約において明示的に認められている場合、もしくは適用される法律により以下の行為を禁止できない範囲を除いて、お客様は直接的または間接的に以下の行為を行うことができません。(a) 製品の拡張または変更（このような明示的な目的のための製品内の構成ツールを使用する場合を除く）、(b) 他の製品との製品の結合または統合、(c) 製品のあらゆる制限またはセキュリティ機能（ハードウェアロックを含む）の迂回または回避、(d) 製品の修正、翻訳、変換、デコード、リバースエンジニアリング、逆アSEMBル、デコンパイル、二次創作物の作成、またはソースコードの解明の試み、(e) ライセンサーの材料内の安全上の指示または所有権通知の削除、隠ぺい、または変更、(f) 製品のベンチマークテスト結果の開示、(g) ライセンサーの材料を使用した競合製品の開発、(h) ライセンサーの材料のサブライセンス供与、配布、販売、リース、賃借、ローン、公開表示、もしくはその他の方法でライセンサーの材料を第三者に提供するか、第三者の利益のためにライセンサーの材料を使用すること、(i) 適用される法律に違反したライセンサーの材料の使用、(j) ライセンサーから事前に書面で合意を得ることなく製品を譲渡または移管すること（これはお客様がソフトウェアを削除するか、ホステッド製品を無効化し、譲受人が本契約の遵守を約束することをお客様に任せます）、(k) 第三者に不正使用の発生情報に対する権利を供与せぬ限り（第三者からの通知を受ける必要が専有情報の開示を必要としなくなり、またはその代表者はお客様による本契約の遵守またはその監査料金の支払いを必要とせず、監査は通常の製品の使用を必要としない）、(l) 本契約の通常業務時間外のものを除く他の方法でのライセンスをサードパーティの使用。(c) お客様の協力を得るものとします。

4. **ホステッド製品**
適切な監査実施費用を支払うものとします。

4.1 お客様は、インターネットアクセス、およびホスト製品に必要なその他の通信を確保し、料金を支払う必要があります。ライセンサーはこのような通信により引き起こされる遅延またはエラーに責任を負いません。

4.2 ライセンサーはホスト製品をいつでも変更したり更新することがあり、ホスト製品の可用性、セキュリティ、機密性、および/または整合性に深刻な脅威が存在する場合はホスト製品を中断する場合があります。

4.3 お客様は、ホスト製品の提供のためにコンテンツ（「お客様のコンテンツ」）をホストする非独占ライセンスをライセンサーに供与するものとします。お客様のコンテンツは以下であってはならないものとします。(a) 違法なもの、(b) 知的所有権 (IPR) を侵害するもの、(c) 詐欺的、中傷的、差別的、嫌がらせの、性的に露骨であるもの、または不快あるいは迷惑なもの、または (d) 悪意のあるソフトウェアを含むもの。ライセンサーはお客様のコンテンツを管理したり、そのモニタリングに責任を負うものではないものの、条件に準拠しないお客様のコンテンツを予告なく削除することができます。

5.1 保証 お客様のコンテンツに関連した罰金、損失、損害、賠償請求、および訴訟に対して、ライセンサーはお客様を補償し、適切な使用時でも製品がドキュメンテーション通りに実質的に機能しないことを保証期間中にライセンサーに通知し、ライセンサーによる当該欠陥の再現を支援する場合、ライセンサーは (ライセンサーの選択により) 以下を行うことができます。

(a) 製品の修理または交換、(b) 欠陥の回避策の提供、(c) 製品が実質的に準拠しない保証期間内の日数に対する比率に応じた返金の提供、または (d) 製品 (またはその一部) の打切りおよび打切り後の期間に対する比率に応じた返金の提供修理、交換、回避策の提供、および返金に伴い、保証期間が延長されることはありません。

5.2 第5.1項の保証はハードウェア製ソフトウェア、ライセンサーの支配を超えた原因、もしくは以下の場合には適用されないものとします。(a) ライセンサーから事前に書面で合意を得ることなく製品が変更された場合 (修理またはメンテナンスの試みを含む)、(b) 製品が不適切に使用されるか、放置された場合 (アップデートを適用しないか、ライセンサーからの推奨に従わない場合を含む)、(c) 製品の使用方法が本契約またはドキュメンテーションに従わない場合 (意図しない用途での使用を含む)、(d) 製品が無料で提供されるか、評価目的に提供された場合、または (e) ドキュメンテーションに

5.3 第5.1項と第5.2項は、製品 (またはその一部) のエラー、欠陥、または障害に対するお客様の唯一かつ排他的な救済 (契約の記述、不法行為 (過失を含む)、またはそれ以外の要因があるかどうか) について規定しています。

5.4 本第5項に明示的に記述されている場合を除き、すべての保証、条件、約束、および義務は、市販性、品質、特定目的への適合性、非侵害、妥当なスキルとケア、および特定の結果を実現する能力に関する黙示的条項を含み、明示的、黙示的、法的、その他であるかどうかに関係なく、適用される法律により認められる最大限の範囲で排除されるものとします。ライセンサーは、製品にエラーがないこと、中断なく動作すること、サードパーティ製製品またはサービスと互換性を持つことを保証

6.1 責任

6.1 第6.3項ならびに適用される法律により認められる最大限の範囲を条件として、本契約から発生するか、本契約に関連するライセンサーの債務総額 (契約の記述、不法行為 (過失を含む)、またはそれ以外の要因があるかどうかに関わらず) は、以下のいずれか高い方の金額に制限されるものとします。(a) 500 英ポンド、または (b) 関連製品に対してお客様が過去 12 か月間に支払った料金または支払べき料金を同等の金額。

6.2 適用される法律で認められる最大限の範囲において、ライセンサーは、結果的損失、間接的損失、付随的損失、懲罰的損失または特別損失、あるいは以下のいずれに対しても (契約、不法行為 (過失を含む)、その他を問わず) 責任を負わないものとします (直接的または間接的かどうかを問わず)。(a) 収益、利益、契約、販売または機会の損失、(b) 評判への損害または信用の損失、(c) 節約、割引またはリベート (実際または予想) の損失、(d) 使用または生産の損失、遅延、再実行時間または事業の中断、(e) 財産、機器、ソフトウェア、プログラム、商品またはサービスの損失、(f) 正確でない出力による損失、(g) 人身の損害、(h) 破産または破産的な不実

6.3 第三者の責任 適用される法律の下で制限または除外できないその他の責任。

6.4 ライセンサーは、製品を使用して設計、製造、監視、またはテストされた部品が製造または使用される状況进行评估しません。このような部品を元の仕様を照らして完全に評価し、完成部品が意図

された目的にふさわしく、適用されるすべての法律および規制を遵守していることを確認するのは、お客様の単独責任です。

6.5 お客様は、製品をドキュメンテーションに記載されている通りの方法でのみ使用する必要があることを了承するものとします。製品は、医療、軍事、航空宇宙、自動車、石油またはガス用途での使用、または安全性が重要な用途で使用するために特別に設計またはテストされたものではありません。お客様は以下の責任を負います。(a) 製品を安全に使用するために十分な情報をユーザーに提供すること、(b) 特定の用途に対する製品の適合性を確認すること、および (c) 製品がお客様に適用される規制または品質基準を遵守していることを確認すること。

6.6 お客様は、第 6.4 項および/または第 6.5 項に従わなかった場合に発生するすべての訴訟、賠償請求、責任、損失、費用、および経費に対して、ライセンサーを保護、補償、および免責するものとします。

6.7 ライセンサーは、本契約で許可されているように、お客様による製品の使用または所有が第三者の特許権、商標、または著作権を侵害しているとするあらゆる賠償請求(「賠償請求」)に対して、お客様を補償し、免責するものとします。これについては、ライセンサーがかかる賠償請求の交渉、弁護、和解、および反訴を単独で管理しており、お客様がそれに対する合理的な支援を提供すること

6.8 賠償請求が行われた場合、またはその可能性が高い場合、ライセンサーは自己の単独の選択と費用負担で以下を行うことができます。(a) お客様が製品を継続して使用する権利を確保すること、

(b) 侵害がなくなるように製品を変更すること、(c) 実質的に同等の侵害のない品目と製品を交換すること、または (d) 権利を侵害している製品を打ち切り、お客様が製品およびそのすべてのコピーを返却した時点で、打切日以前の使用日数の比率に応じた金額を料金から差し引いた金額(期間が無期限の場合は 5 年間にわたる定額法で計算)を返金すること。

6.9 第 6.7 項と第 6.8 項は、知的所有権 (IPR) の侵害に関するお客様の唯一かつ排他的な救済について規定しています。以下の場合にはライセンサーは責任を負わないものとします: (a) お客様が請求について速やかに通知しなかった場合、(b) お客様が返品または削除の要請後も製品を保持している場合、(c) お客様の作為または不作為がライセンサーの弁護、解決、および/または反訴の能力に悪影響を及ぼす場合、(d) 賠償請求がサードパーティ製ソフトウェアに関わるものである場合、(e) 賠償請求が WIPO 条約の締約国ではない国での製品の使用または所有に基づく場合、(f) 賠償請求がお客様のコンテンツまたはお客様が提供するその他の品目に起因するものである場合、(g) 賠償請求がライセン

6.10 お客様がライセンサーの提携者から製品を取得しており、お客様が関連する事象と状況に起因してライセンサーおよび提携者の両者に対して訴訟原因を持つ場合、お客様は提携者のみに対してのこのような訴訟を起こすことができます。

7 守秘義務とデータ保護

7.1 本契約中およびその終了後、いずれの当事者も、相手方から事前に書面で合意を得ることなく、機密と特定された他の当事者の情報、または通常人によって機密と見なされる他の当事者の情報を使用したり、他の人に開示しないものとします (ライセンサーによるその提携者、代理人、および下請業者への開示を除く)。各当事者とも、要求に応じておよび本契約の終了時に、自社またはその従業員、代理人、または代表者が所有するこのような機密情報に関連するその他すべてのマテリアル

7.2 お客様はライセンサーが以下を行えることを了承します。(a) アカウント管理の目的でコントローラとして個人データを処理すること、および (b) プライバシー通知 (www.renishaw.com/privacy) に詳

述されているように、パフォーマンス分析、機能の使用状況の評価、および製品拡張を目的として、技術に関連する製品条件番号、使用回数、処理時間、およびお客様ID(を含む)を収集する。書面

7.3 明示的な合意を得ることなく、ライセンサーがお客様の代理で処理するために、ライセンサーに個人データを提供しないものとします。いかなる場合でも、お客様は、犯罪歴および違反、決済カードおよびアカウントに関するデータ (本契約に基づく支払金額の支払いのためを除く)、EU 一般データ保護規則 (GDPR) の第 9 条で定義されている特別カテゴリのデータ、機密情報、もしくは ITAR または各国でそれ

7.4 準ずる規制の対象となる情報と共有しないものとします。(a) 製品またはお客様のアカウントに関連するパスワードとライセンサーの維持とセキュリティ保護、および (b) 適用されるプライバシー法に従った製品の使用 (該当する場合、ユーザーが製品のテキストフィールドを介して収集または入力するデー

タのカテゴリに関するガイダンスの提供、ユーザーへのプライバシー通知の提供、および必要に応じた同意の取得を含む)。

7.5 ソフトウェアはその動作に不可欠な場合にのみネットワークに接続する必要があります。お客様は、適切な技術的および組織的方法 (ファイアウォール、強力なパスワード、多要素認証、暗号化、マルウェア対策ソリューションを含む) を使用して、紛失、破損、および不正アクセスに対して機器とお客様は、~~一方のセキュリティの脅威保護時の単独責任を負い~~、およびそのために常に最新バージョンの製品を使用し、セキュリティアップデートを速やかにインストールして、セキュリティの脆弱性リスクを軽減する必要があることを了承するものとします。お客様は、利用可能な最新アップデート、アップグレード、および (利用可能な場合) 再プログラミングと構成のためのテクニカルサポートパッケージに関する情報と費用 (該当する場合) を要請できます。

8.1 本契約は、本第 8 項に従って早期に終了されない限り、本契約の下で注文されたすべての製品の期間の満了または終了まで、完全な効力を持つものとします。本契約の終了に伴い、本契約の下で注文された製品を自動的に終了するものとします。

8.2 製品の期間の終了または満了時点で、このような製品に関連するすべての権利が終了するものとします。お客様は、ホスト製品を無効化し、ソフトウェアとドキュメンテーションを削除して、ハードウェア製品を返却する必要があります。

8.3 いずれの当事者も、他の当事者が以下の場合、書面で通知することにより本契約を直ちに終了することができます。(a) 本契約に対する重大な違反を犯し、救済が可能な場合でも、書面による通知から 1 か月以内にこのような違反が是正されなかった場合、または (b) 支払不能になるか、破産手続きまたは倒産処理手続きの対象となるか、債権者に申し立てまたは取り決めを行うか、期日までに債務を支払うことができないか、~~事業全体支払いを要求部分通知断続は保留内容を説明する場~~ 支払いをお客様が是正しない場合、書面で通知することにより直ちに契約を終了することができます。

8.5 お客様が本契約に違反した場合 (支払いの滞納を含む)、第 8.3 項および第 8.4 項に基づく権利を制限することなく、ライセンサーは本契約の履行を中断することができます。中断する場合でも、期日までに料金を支払う義務からお客様を免除するものではありません。

8.6 本契約が終了または満了しなくても、その時点で成立する権利または責任、または終了後の継続を明示的または黙示的に意図した本契約の条項に影響が及ばないものとします。

9 総則

9.1 評価。お客様が評価目的で製品を受け取った場合、ライセンサーは、社内の事業目的での製品の使用可能性を評価することのみを目的として、ソフトウェアを使用するライセンス、またはホスト製品 (該当する場合) にアクセスして使用する権利をお客様に供与します。製品がプレリリース段階にある場合、お客様は製品について以下を了承するものとします。(a) 完全にテストされていないこと、(b) 稼働システムで使用してはならないこと、(c) いつでも打ち切られる場合があること、(d) サポートされない場合があること、および (e) 市販版としてリリースされない可能性があること。期間が指定されていない場合の評価期間は 30 日です。

9.2 「フィードバック」、お客様は、このようなフィードバックに対するすべての権利、所有権、および利権をライセンサーに譲渡し (またはそれが不可能な場合は譲渡することに同意し)、ライセンサーが守秘義務、帰属、または補償の義務を負うことなく、あらゆる目的でこのようなフィードバックを~~使用で輸出~~。ライセンサーのマテリアルは、適用される輸出および/または輸入規制、法律、規制、禁輸措置および制裁の対象となる場合があります (「輸出法」と総称)。お客様は、以下を保証、表明、および約束するものとします。(a) 輸出法を遵守すること、(b) ライセンサーからの受領後、その後の輸出または再輸出に必要なすべてのライセンスを取得すること、および (c) 直接的にも間接的にも、(i) 輸出法に反して、ライセンサーのマテリアルにアクセスするか、ライセンサーのマテリアルのアクセス、使用、開示、輸出、または再輸出を行わないこと (キューバ、北朝鮮、イラン、シリア、南スーダン共和国、スーダン共和国、ロシア、ベラルーシ、ベネズエラ、アフガニスタン、ミャンマー、またはロシアに併合もしくは占領されているウクライナの地域を含む)、または (ii) 輸出法で禁止されている目的でライセンサーのマテリアルを使用すること (武器禁輸の対象となる国における軍事目的での最終用途、または核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル、またはそれらの運搬システムに関連する最終用途を含む)。お客様は、お客様もしくはライセンサーのマテリアルの利点を享受しようとする個人または法人が、禁輸措置、制裁措置、制限対象者リストの対象となっている国に記載さ

れるか、所在、組織、または居住する個人または法人ではないことを証明します。お客様は要求に応じて、ライセンサーが納得するようなライセンサーにより義務付けられた形式で、エンドユーザーおよびライセンサーの製品またはソフトウェアの最終用途を証明するものとします。

9.4 ライセンサーの製品またはソフトウェアの最終用途を証明するものとします。 は、製品またはドキュメンテーションに含まれる個別または追加の条件でライセンス供与される場合があります。お客様は、サードパーティ製ソフトウェアのライセンサーがいかなる保証、表明、または約束を行うものでもなく、

9.5 本契約の米国政府の権利と製品責任を占有的に喪失するものとするものとします。 ソフトウェアです (連邦調達規則 (FAR) 2.101、FAR 52.227-14、および防衛 FAR 追補 252.227-7014 で定義されている通り)。米国政府の契約または下請契約の条件での米国政府の部門またはエージェンシーによる直接的、またはその代理での間接的な市販品の取得と同時に、本契約の下で製品を取得した場合、米国政府は防衛

FAR 追補 227.7202-3(a)、FAR 12.212、および/または FAR 52.227-14 (該当する通り) に準じて、本契約に

9.6 遵守。 お客様は以下を遵守するものとします: (a) レニショーグループの事業規定 (<https://www.renishaw.com/businesscode>) (随時更新) の該当するすべての部分、および (b) 適用されるすべての法律 (プライバシー、贈収賄防止、汚職防止、公正競争、脱税の防止、および金融犯罪の防止に関する法律を含む)。および、反競争的、非倫理的、または腐敗した慣行に従事しないものとします。

9.7 通知。 通知は、英語にて (ライセンサー宛ての場合) companysecretary@renishaw.com に (顧問弁護士および秘書宛てでライセンサーの登録住所にコピーを宅配便で送付)、および (お客様宛ての場合) お客様から提供された連絡先の電子メールアドレスに送るか、お客様の登録事務所または本社に宅配便で送るものとします。通知は、電子メールでの配信の場合は送信時に、宅配便の場合は 2 営業日以内

9.8 受領の全体の本契約は、当事者間の完全な合意を構成し、当事者間で締結された機密保持契約を除き、書面または口頭を問わず、その主題に関連する以前のすべての合意および表明に優先します。

お客様からの発注書またはその他の文書に参照されるか、共に送られるか、含まれる他の条件、または取引、慣習、慣行、または取引過程で暗示された他のいかなる条件も、本契約の一部を構成するも

9.9 ではありませぬ。 ライセンサーは、本 MSA および製品条件を随時変更することがあります。通知は、電子メール、製品の画面またはその他の通知、またはライセンサーのウェブサイト

(www.renishaw.com/legal/softwareterms) で行われます。修正バージョンは通知日から有効になり、製品自体と共に提供されたすべてのバージョンに優先します。各当事者の正式代表者が書面で署名し

9.10 第三者の本契約は、以下を無効としない条項に依存したりその条項を強制する権利を第三者に付与するものではありません。 (a) サードパーティ製ソフトウェアのライセンサーがサードパーティ製ソフトウェアに関する条項に依存するか、条項を強制する場合、および (b) お客様がライセンサーの

提携者から製品を取得した場合、提携者はライセンサーであるかのように、本契約の条件に依存して強制することができます。各当事者は、第三者受益者の合意なしに、本契約を変更または取り消すこ

9.11 独立性。 本契約は、パートナーシップまたは合併事業を形成するものではありません。各当事者は独自に行動しており、他の当事者の代理人ではなく、他の当事者に代わって誓約を行う権限を持

9.12 譲渡。 ライセンサーは、お客様から事前に書面で合意を得ることなく、本契約の全体または一部を譲渡、移管、または外注する場合があります。

9.13 分離。 本契約のいずれかの条項が無効、執行不能、または違法であることが判明した場合でも、他の条項は引き続き完全な効力を有するものとします。

9.14 不可抗力。 いずれの当事者も本契約に違反しないものとし、合理的な支配の及ばない事象、状況または原因により本契約の義務 (支払い義務を除く) の履行遅延または不履行が発生した場合

に、このような遅延または不履行について責任を負わないものとします。このような状況で影響を受ける当事者は、そのような義務を履行するための合理的な期限延長を受ける権利を有するものと

9.15 翻訳。 本契約の英語版と翻訳版に矛盾がある場合は、英語版が優先されるものとします。受ける当事者に 30 日前に書面で通知することにより、本契約を終了することができます。

9.16 更新保証。 お客様は要求に応じて、このような文書を提供し、お客様が本契約の条項遵守を証明するために必要な合理的な行為を実施するものとします。

9.17 法律。本契約の準拠法は、その存在、有効性または終了、および契約外の紛争または賠償請求に関する質問を含め、英国の実体法とします。国際物品売買契約に関する国連条約は、本契約には適用されないものとします。

9.18 司法区域。契約の履行場所が、(a) 英国の場合、お客様は英国の裁判所の専属管轄権に取消不能で従うものとします。および (b) 英国以外の場合、本契約に起因または関連して発生する紛争は、本契約に参照によって援用される LCIA 規則の下で仲裁に付され、最終的に解決されるものとします。仲裁人の数は 1 名とします。仲裁地または法的仲裁地はロンドンとします。仲裁手続で使用される言語は英語とします。お客様は、本契約に基づく賠償請求について、それを認識した日から 1 か月以内に通知し、その日から 12 か月以内に手続きを開始する必要があります。